四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル
七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル
一一・四五GHzを超え一一・七五GHz未満	八二デシベル
一一・七五GHz以上一二GHz以下	七〇デシベル
一二GHzを超え一二・五GHz未満	八二デシベル
一二・五GHz以上一四・四GHz以下	七〇デシベル

［新設］